

長野県の契約に関する条例の概要と施策例

契約・検査課、技術管理室

条例の概要

第1条 目的

この条例は、県の契約に関し、基本理念を定め、県と契約の相手方の責務を明らかにするとともに、契約に関する県の取組の基本となる事項を定めることにより、契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、県の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図り、もって県民の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条 定義

「県の契約」とは、県を当事者の一方とする契約で県以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し県が対価の支払をすべきものをいう。

第3条 基本理念

(1) 公正で適正な契約による地域経済の健全な発展

①契約の過程及び内容の透明性、競争の公正性の確保

②談合その他の不正行為の排除

(2) 県民への安全かつ良質なサービスの提供

①安全かつ良質なサービスの提供

②適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること

③価格以外の多様な要素も考慮し、総合的に優れた内容の確保

(3) 持続可能で活力ある地域社会の実現への配慮

①地域における雇用の確保

②県産品の利用

③県内の中小企業者の受注機会の確保

④県民が安全で安心して暮らすために活動する事業者の育成

⑤専門的な技術の継承

⑥その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること

(4) 社会的責任を果たす事業者の育成への配慮

①労働者の適正な賃金水準などの労働環境の整備

②環境に配慮した事業活動を行っていること

③障害者雇用の促進に資する取組

④男女共同参画社会の形成に資する取組

⑤その他の社会貢献活動を行っていること

○ 契約の目的及び内容に応じ、適切に行う。

第4条 県の責務

県は、予算の適正な使用に留意しつつ、基本理念にのっとり、県の契約が確実に履行されるために必要な措置を講ずるものとする。

第5条 県の契約の相手方の責務

- ① 契約の履行が県民の福祉の増進に資することとなることを自覚し、それを確実に履行しなければならない。
- ② 契約の締結に当たり基本理念(3)及び(4)に掲げる事項に配慮されていることに留意してその履行をしなければならない。

第6条 県の取組方針

- ① 基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針(取組方針)を長野県契約審議会の意見を聴いて定め、公表する。
- ② 取組方針には、基本理念を踏まえた契約の締結の方法※その他の当該契約の締結等に関し必要な事項について定めるものとする。
- ③ 取組方針に定める方法により契約の締結及び履行の確保を行うものとする。

第7条 長野県契約審議会

※入札参加資格、入札参加要件、総合評価方式など

- ① 契約に関する県の取組を基本理念の実現に資するものとするため長野県契約審議会を設置し、契約に関する重要事項について調査審議する。
- ② 審議会は、学識経験者の委員12名以内で組織し、任期は3年とする。

第8条 指定管理者の選定等

公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、基本理念の趣旨を踏まえ、その選定等を行うものとする。

施策例(検討案)

- ◎ : 条例施行後、実施を予定する施策例
- : 引き続き検討を進める施策例
- ◇ : 既に実施している施策例

(1) 公正で適正な契約による地域経済の健全な発展

- ◇ 建設工事等で、設計労務単価、技術者単価の見直し(H25年4月1日改定、H26年2月1日改定)
- ◇ 建設工事で、失格基準価格の見直し
- 警備業務等への最低制限価格制度の導入

(2) 県民への安全かつ良質なサービスの提供

- ◎ 建設工事及びこれに係る委託業務で、業種に応じた事業者の技術力を評価するために、総合評価方式に業種別区分を導入する取組
 - ・ 建設工事 工事成績を「土木一式」「建築一式」「とび・土工・コンクリート」「舗装」などに区分
 - ・ 委託業務 業務成績を「測量」「建設コンサルタント」「地質調査」などに区分

(3) 持続可能で活力ある地域社会の実現への配慮

- ◎ 建設工事で、地域の安全・安心な暮らしを支える事業者を育成する取組
 - ・ 地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札において、対象とする工事の業種の拡大
 - ・ 一定の地域内における公共工事の施工実績を総合評価方式で加点評価(地域評価型)
 - ・ 災害復旧工事や防災工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件を設定する受注希望型競争入札を実施
 - ・ 工事成績点や地域での施工実績、工事箇所を考慮した本社所在地などを評価項目とする簡易な総合評価方式の試行
- 建設工事で、地域の安全・安心な暮らしを支える事業者を育成する取組
 - ・ 国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を総合評価方式で加点評価

◎ 建設工事で、事業者の新たな実績や経験に繋がる取組

- ・ 一定の基本要件のもと同種工事の実績を緩和する受注希望型競争入札を実施

◇ 建設工事で、新規参入事業者を育成する取組

- ・ 小規模な事業者を対象とした参加希望型競争入札の実施

◎ 建設工事で、技術者の育成や技術の継承に対する取組

- ・ 若手技術者の配置を総合評価方式で加点評価

○ 建設工事で、専門的な技術の継承に対する取組

- ・ 総合評価方式の加点評価において、対象とする登録基幹技能者の職種の拡大

(4) 社会的責任を果たす事業者の育成への配慮

- ◎ 建設工事で、適正な労働賃金の支払などの労働環境を確保する取組
 - ・ 設計労務単価に一定率を乗じた額以上の賃金の支払を誓約する事業者を加点評価する総合評価方式の試行(個別の労働賃金の支払を評価する総合評価方式)
 - ・ 上記に加えて、総額の労務費の支払を評価する総合評価方式と適正な労働賃金の支払について事業者が取り組む提案を評価する総合評価方式を試行し、各々の施策について評価
- ◎ 建設工事等で、社会保険への加入を促進する取組
 - ・ 平成27年度の建設工事及び建設コンサルタント等の業務の入札参加資格付与申請(付与期間2年)から、申請要件に社会保険(雇用保険、厚生年金保険、健康保険)加入を付加
- ◎ 清掃業務へ総合評価方式を新たに導入。加えて、障害者法定雇用率達成を評価項目で加点評価

○ 物品調達その他の契約への総合評価方式の導入

○ 建設工事の入札参加資格付与における新客観点数で、社会的責任を果たす事業者を評価する取組

- ・ 男女共同参画への取組に対する加点評価を拡大

◇ 建設工事の入札参加資格付与における新客観点数で、社会的責任を果たす事業者を評価する取組

- ・ 障害者法定雇用率達成事業者や消防団協力事業所表示制度の登録事業者を加点評価

◎ 建設工事で、適正な工事の履行を確保する取組

- ・ 契約後確認調査の調査基準及び実施内容の検討

(注) 1 「条例施行後、実施を予定する施策例」については、現在、入札契約制度が先行している建設工事を想定し、とりまとめているが、契約の目的及び内容に応じ、その他の契約についても検討している。
2 契約実績の議会への報告は、取組方針でうたいます。